

鳥取県告示第 612 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 113 条の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、同法第 115 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 7 月 13 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

| 氏名（名称及び代表者の氏名） | 住所（主たる事務所の所在地） | 介護療養型医療施設の名称 | 介護療養型医療施設の所在地 | 辞退年月日 |
|---------------------|------------------|-----------------|------------------|-----------|
| 医療法人誠医会 理事長 宮川秀人 | 東伯郡北栄町瀬戸 53-2 | 医療法人誠医会宮川 医院 | 東伯郡北栄町瀬戸45 -2 | 平成19年7月1日 |